

●香川県告示第124号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、観音寺市建設課において令和2年4月21日から10年間閲覧に供する。

令和2年4月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

令和2年3月30日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

観音寺市

観音寺市坂本町1丁目1番1号

観音寺市長 白川晴司

3 埋立区域

(1) 位置

香川県観音寺市伊吹町字宮ノ前1737番、1738番、字芦ノ谷1739番、1740番及び無番地の地先公有水面

(2) 区域

次の①から⑳の各地点を順次に結んだ線及び、㉑の地点と①の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 香川県観音寺市伊吹町上滝ノ宮1659番の国土地理院二等三角点伊吹島（北緯34度07分52.466秒 東経133度31分49.899秒）から140度04分10秒 1284.05mの地点

②の地点 ①の地点から266度43分22秒 106.90mの地点

③の地点 ②の地点から356度42分52秒 1.75mの地点

④の地点 ③の地点から266度42分52秒 139.14mの地点

⑤の地点 ④の地点から14度26分17秒 7.29mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から87度13分32秒 41.75mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から357度29分28秒 16.32mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から82度51分37秒 9.53mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から173度25分48秒 16.23mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から85度50分51秒 40.22mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から358度54分13秒 14.57mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から352度23分01秒 18.39mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から70度47分32秒 2.01mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から172度22分54秒 7.40mの地点

⑮の地点 ⑭の地点から83度43分31秒 14.50mの地点

⑯の地点 ⑮の地点から176度06分11秒 20.36mの地点

⑰の地点 ⑯の地点から89度51分30秒 51.53mの地点

⑱の地点 ⑰の地点から359度51分36秒 16.63mの地点

⑲の地点 ⑱の地点から89度39分03秒 8.89mの地点

⑳の地点 ⑲の地点から0度40分59秒 8.30mの地点

㉑の地点 ⑳の地点から87度45分33秒 26.93mの地点

- ②の地点 ①の地点から109度53分45秒 4.55mの地点
③の地点 ②の地点から95度21分02秒 48.73mの地点
④の地点 ③の地点から189度20分20秒 27.01mの地点

(3) 面積

5,024.74平方メートル

4 埋立地の用途

護岸敷、道路用地、漁港施設用地

5 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成12年12月26日

(2) 免許番号

12水A第64号